

令和 7 年度 農政委第 3 号
オーストラリアにおける「静岡市のお茶」販路開拓プラットフォーム構築業務
業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度 農政委第 3 号
オーストラリアにおける「静岡市のお茶」販路開拓プラットフォーム構築業務

2 業務目的

国は、令和 2 年 11 月に策定した「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、国内農水産物の輸出額目標を 2025 年に 2 兆円、2030 年に 5 兆円と定めた。

2024 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆 5,073 億円に達し、そのうち茶の輸出額は 363 億円と過去最高を記録した。全農水産物・食品に占める割合は 2 % 程度であるが、2014 年（輸出額：78 億円）からの 10 年間で輸出額は約 5 倍に伸長し、農林水産省は茶を輸出重点品目の 1 つに設定、2030 年には茶の輸出額が 750 億円に達すると想定している。

一方、日本国内の茶産業は国内市場の低迷に伴い、生産量、産出額ともに下落傾向となっており、茶は本市の主要農産物の 1 つであるが、茶の取引価格の低迷は茶農家数の減少をもたらす、耕作放棄茶園が拡大するなど、「茶どころ」存続の危機にある。

この状況を打開すべく、茶業者の所得向上を目的に、本市では欧米各国を中心に輸出量拡大に向けた施策を行っている。令和 7 年度は、オーストラリア連邦（以下、「オーストラリア」という。）を輸出仕向け国に設定し、さらなる輸出量拡大を図ることとした。

本業務は、市内茶業者と現地取引先を繋ぐプラットフォームを構築し、オーストラリアにおける茶に係る情報収集、BtoB 向け商談会及びセミナーの開催、商談会後の営業代行の実施、商談から契約締結、納品に至るまでのフォローアップを行い、「静岡市のお茶」の販路が開拓されることを目標とする。

3 委託期間

委託契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）

4 業務内容

次の業務を行うものとする。

なお、各業務の実施に際して発生する費用は、原則、すべて受託者が負担する。

(1) 商談会及びセミナーの企画立案及び運営

本市茶業者がオーストラリアに赴き、静岡市のお茶の認知度及び価値の向上を図るセミナーを開催する。セミナーの内容は、お茶の適切な入れ方、静岡市のお茶の特徴、茶審査技術披露等を想定している。また、現地バイヤーに対する商談会を開催し、新たな販路開拓を図る。なお、商談会とセミナーは一体で実施することを前提に、以下の業務を実施すること。

ア オーストラリア国内で静岡市のお茶の輸出量拡大が見込める都市を選定し、バイヤー等に向けた商談会及びセミナーを開催すること。

イ 商談会及びセミナーは令和7年中に2日間以上開催すること。

ウ 商談会及びセミナー会場の手配等は受託者において行うこと。

※会場は、呈茶を行うための水回り設備がある場所とすること。

エ バイヤーの選定及びアポイントメントの取得、商談会及びセミナーの参加者募集を行うこと。

オ 専門分野に対応可能なレベルの通訳を手配すること。

(2) 営業業務

ア 営業代行

本市茶業者に代わり以下の営業代行業務を実施すること。

(ア) 商談会またはセミナーに来場したバイヤーに対する後追い営業の実施。

(イ) 商談会参加者以外のバイヤーに対する新規アプローチの実施。

(ウ) サンプル発送の必要が発生した場合は、受託者が行うこと。

イ 商談の実施

(ア) (2) アの各業務の進捗の結果、現地バイヤーと茶業者との商談が必要となった際は、ZOOM等を利用したオンラインミーティングを開催すること。

(イ) 専門分野に対応可能なレベルの通訳を同席させること。

ウ フォローアップ／サポート

(ア) 営業業務の中で現地バイヤーからの質問等が発生した際は、その内容を茶業者にフィードバックし、質問への回答等の対応を行うこと。

(イ) 取引に関する手続き（契約締結、見積書／請求書の作成、輸出時の許認可申請、各種認証取得、商品の発送等）について、本市茶業者及びオーストラリア国内事業者双方のサポートをすること。

(3) 事前調査業務

- ア 商談会開催前に以下の内容を調査・報告すること。
 - (ア) 現地で茶（主に日本茶）を販売している店舗、価格帯、商品構成、売れ筋
 - (イ) 現地住民の茶に対する印象、評価、嗜好
- イ 商談会開催前に現地バイヤー等にサンプルを送付し、以下の内容に利活用し、その結果を報告すること。
 - (ア) バイヤー視点における評価及び購入可能性の調査
 - (イ) 商談先の選定

(4) 資料作成業務

- 以下の資料を作成すること。
- ア バイヤー等に向けた商談会及びセミナーの企画書
 - ※開催告知及び参加者募集、茶業者及び茶業者の商品紹介を含む内容とすること。
 - イ 各茶業者を説明するランディングページ（商品紹介を含む。）

(5) サンプル発送業務

- 商談会参加者募集用及び営業代行に必要となるサンプルをオーストラリアに発送し、通関手続、受領を行うこと。
- なお、運搬費等の負担は、以下のように定める。
- ア 委託者及び本市茶業者から受託者（日本国内）への発送・委託者または本市茶業者
 - イ 受託者から委託者または本市茶業者への発送・受託者
 - ウ 日本国内からオーストラリア及びオーストラリア国内の発送・受託者
 - エ オーストラリアから日本国内への発送・受託者

5 業務の進行

本業務を行うにあたっては、受託者の知見等により随時提案を行いながら業務を行うこと。

6 再委託

受託者は、本業務のすべての履行を第三者に再委託することはできない。ただし、一部の履行については再委託により効果的に業務の目的の達成が図られると考えられる場合は、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

7 完了報告書の提出

受託者は、業務完了報告書（様式は任意とする）を作成し、電子媒体にて、業務完了後速やかに委託者に報告すること。

8 留意事項

(1) 商談会出展者及びセミナー実施者について

- ア 商談会出展者は本市茶業者4者程度の見込み。
- イ 茶業者の他、本市職員1名が同行する。
- ウ ア及びイに係る渡航費は積算金額に含まなくてよい。

(2) 著作権

作成した編集データ（イラストなど）は、すべて委託者に帰属するものとし、これを改変して使用することができるものとする。なお、著作権が委託者に帰属する旨は、イラストレーター等に承諾を得ること。また、作成に当たっては、他の刊行物からの無断転載等著作権侵害となるような行為をしないこと。転載等を行う場合は、著作権の帰属について確認し、その利用許諾等適正な手続きを取ること。

(3) 疑義

本仕様書に定めのない事項や疑義については、委託者と受託者が協議して決めるものとする。なお、疑義が生じた場合は、受託者は速やかに市に報告すること。

(4) その他

- ア 本業務の実施に際し、成果等の達成に向け、効率的な業務遂行を図るとともに、委託者及び本市茶業者と十分な連絡調整を行い、円滑な実施を図るものとする。
- イ 受託者の責任に起因して発生した損害については、受託者の責任において賠償すること。
- ウ 本事業の実施に当たり、オーストラリアの輸入規制を遵守して実施すること。
- エ 本業務の実施に際し、委託者の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。